

**静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護
予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
を定める条例等の一部改正について**

静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月7日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成25年静岡市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第202条第1項中「第8条の2第11項」を「第8条の2第9項」に改める。

第232条第2項中「指定居宅サービス事業者をいう。）」の次に「、指定地域密着型サービス事業者(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）」を加え、同条第3項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」の次に「、指定地域密着型通所介護(静岡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成25年静岡市条例第24号)第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。))」を加え、同条第4項第2号中「指定通所介護」の次に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

第237条中「第8条の2第12項」を「第8条の2第10項」に改める。

第254条中「第8条の2第13項」を「第8条の2第11項」に改める。

(静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例附則第2項及び第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(平成27年静岡市条例第36号)附則第2項及び第5項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第5条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあっては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第97条第1項第3号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ」を「指定通所介護事業者をいう。」又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下これらを「指定通所介護事業者等」という)に、「指定通所介護をいう。以下同じ」を「指定通所介護をいう。」又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下これらを「指定通所介護等」という)に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第8項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第7項」を「第6項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項から第7項」に改める。

第99条第4項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、「第3項まで」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第59条の5第1項から第3項まで」を加え、「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合(指定介護予防通所事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及

び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。)には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第105条の次に次の1条を加える。

(事故発生時の対応)

第105条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、第99条第4項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第106条第2項第5号中「次条において準用する第36条第2項」を「前条第2項」に改める。

第107条中「第37条まで」を「第35条まで、第37条」に改める。

第112条第7項中「第6項」を「第5項」に改める。

第115条中「から第37条まで」を「、第37条」に改め、「、第30条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と」を削る。

(静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 静岡市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第5項並びに」を「第6項並びに」に改め、同項の表中「第5条第5項」を「第5条第6項」に改める。

附則第6項中「第99条第4項の」を「第99条第5項の」に改め、同項の表第97条第1項第3号の項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ」を「指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下これらを「指定通所介護事業者等」とい

う」に、「指定通所介護をいう。以下同じ」を「指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下これらを「指定通所介護等」という）」に、「又は指定通所介護」を「又は指定通所介護等」に改め、同表第97条第8項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第7項」を「第6項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第59条の3第1項から第7項」に改め、同表第99条第4項の項中「第99条第4項」を「第99条第5項」に、「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第3項」を「第3項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第59条の5第1項から第3項」に改める。

附則第7項の表第112条第7項の項中「第6項」を「第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。